

東紀州環境施設組合議会の保有する情報の公開等に関する規則

令和3年4月28日

議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、東紀州環境施設組合情報公開条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第7号）第23条の規定に基づき、議会の保有する情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開等)

第2条 議会の保有する情報の公開等については、東紀州環境施設組合情報公開条例に定めるもののほか、東紀州環境施設組合情報公開条例施行規則（令和3年東紀州環境施設組合規則第4号）の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月28日から施行する。